

## 第1章

# 韓国の障害者教育法制度と実態

崔 栄繁

### 要約：

韓国では1994年の「障害者特殊教育振興法」の改正により、統合教育（インクルーシブ教育）制度の法的根拠ができた。さらに2007年には特殊教育振興法は「障害者等に対する特殊教育法」に変わり、2009年から全面施行されている。同時期となる2007年には「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」が制定され、2008年にはインクルーシブ教育制度を原則とした国連障害者権利条約に批准した。韓国の統合教育の意義と課題について法制度並びに現状から検討し分析することで、権利条約の実施という点から日本を含むアジア諸国の障害者教育法制の方向性を提示する。

### キーワード：

統合教育 インクルーシブ教育 特殊教育 差別禁止 特殊教育関連サービス  
正当な便宜 障害者権利条約

### はじめに

韓国では障害者<sup>1</sup>に対する教育を「特殊教育」（특수교육）と呼ぶ。韓国の特殊教育は1977年の「特殊教育振興法」（특수교육진흥법）の制定と1994年の同法改正により発展してきた。とくに1994年の改正で統合教育（インクルーシブ教育）<sup>2</sup>制度の法

的根拠ができ、さらに 2007 年には特殊教育振興法が「障害者等に対する特殊教育法」(장애인등에 관한 특수교육법) (以下、特殊教育法) に変わる形で制定され、2009 年からは全面施行されることで特殊教育はさらに拡大されている。また、同時期の 2007 年には「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」(장애인차별금지 및 권리구제에 관한 법률) (以下、障害者差別禁止法) が制定され、2008 年には国連障害者の権利に関する条約 (以下、障害者権利条約) を批准しており、韓国の障害者を取りまく状況は目まぐるしく動いている<sup>3</sup>。

本稿では、国際法規範たる障害者権利条約の規定を手掛かりに、すでにインクルーシブ教育制度を導入し、障害者差別禁止法を施行している韓国の障害者教育法制度と現状について、義務教育課程を中心に検討する。そして、これまでの取り組みの成果と今後の課題を明らかにすることで、アジア諸国における障害者教育法制度の方向性を提示する。

論考の前提として、障害者権利条約で関連する規定を確認しておく<sup>4</sup>。まず、同前文(e)や同第 1 条の規定から、社会的不利としてとらえる障害 (disability) の原因は、機能障害 (impairment) ではなく、社会的環境と機能障害との相互作用が原因、とみなす「障害の社会モデル」を採用していると解釈される [川島・東 2012]。第 2 条では、障害に基づく差別並びに合理的配慮 (reasonable accommodation) を定義している。障害に基づくあらゆる形態の差別を禁止し、合理的配慮の否定も障害に基づく差別に含まれるとしている<sup>5</sup>。そして、第 24 条の教育条項の規定を見ると、第 1 項で、教育の権利の保障、差別禁止、機会の平等を規定し、そのためにあらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度を求めている。第 2 項はインクルーシブ条項である。自己の住む地域社会においてインクルーシブな教育に無償でアクセスできるようにすること、合理的配慮の提供の確保などが規定されている。そして(e)項では、個別化された支援措置は完全なインクルージョン (full inclusion) という目的に即して行うこと、とされている。第 3 項は、視覚障害者や聴覚障害者などが自らのコミュニケーション方法や言語に即した教育を受けることができるとし、ろう者の手話を使う集団としてのアイデンティティの確保も規定されている。すなわち、障害者権利条約は、生涯にわたって自己の住む地域でのインクルーシブ教育が原則であると規定しており<sup>6</sup>、障害者権利条約の批准国や、日本のように今後批准を旨とする国は、インクルーシブ教育を原則とした障害者教育法制度の整備が必要となる。

## I 韓国の特殊教育の概要

### 1. 韓国の障害者の現況等

まず、韓国の障害者の全般的な現況についてである。韓国には日本の障害者手帳制度と類似した障害者登録制度があり、登録障害者数は 251 万 7313 名である。1 級から 6 級に区分されており、その内、重度障害者とされる 1～2 級の障害者は 22.8% である。一方で韓国政府は登録をしていない障害者数を推定値で出しており、その数を入れると韓国全国には 268 万 3447 名の障害者がいるとされている<sup>7)</sup>。これらの数字は全人口約 5000 万人の 5.5% ほどの比率であり、この点は日本とほぼ同様である<sup>8)</sup>。

韓国の教育制度は日本と同じく、初等学校、中等学校、高等学校、大学の 6,3,3,4 制である。

一般の児童生徒の義務教育は初等、中等教育である。一方、障害者等の特殊教育については日本と韓国ではいくつかの違いがある。まず、選定された特殊教育対象者は幼稚園から高等学校までが義務教育化されている。次に、特殊教育対象者の義務教育課程では原則として特殊教育対象者も自分の住む場所から一番身近な学校に行くことが原則となっており、原則インクルーシブ教育制度が導入されている。上記 2 点が特に日本と大きく違う点であり、これらについては後に検討する。

### 2. 法的枠組みと特殊教育行政のしくみ

#### (1) 特殊教育の法的枠組み

大韓民国憲法（대한민국헌법）第 31 条には、均等に教育を受ける権利と初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務、義務教育の無償化が規定されており、すべての教育体系法の基本法である教育基本法（교육기본법）の第 3 条、4 条に、学習権と教育の機会均等の規定がされている。第 18 条では特殊教育について国及び地方自治体の役割について、「国家及び地方自治団体は、身体的・精神的・知的障害等により特別な教育的配慮が必要な者のための学校を設立・運営しなければならない」と規定している。

そして、教育基本法第 18 条に制定の根拠を置く特殊教育法が 2007 年に制定されている。1997 年の教育基本法の改正により、初・中等教育法や高等教育法に分化され、教育基本法の中に英才教育や幼児教育などと並んで特殊教育が位置付けられている。よって、特殊教育法は、初・中等教育法や高等教育法の特別法という位置づけではなく、教育のいくつかある分野の中の一つである特殊教育に関する基本法である、と見ることができる [キムウォンギョン他 2010, 39]。内容としては、差別の禁止、特殊

教育やインクルーシブ教育の定義を定め、特殊教育対象者の選定や個別化教育の義務化、個別化教育計画の作成、特殊教育関連サービスの決定等の手続き、就学先の決定手続きなどの重要なことが規定されている。

また、障害者に対する差別を禁止する法律として障害者差別禁止法と国家人権委員会法が存在する。特に障害者差別禁止法は、4つの類型の差別を禁止し、教育分野を含むあらゆる分野において正当な便宜の提供義務等すなわち合理的配慮義務を規定している<sup>9</sup>。特に正当な便宜の提供を拒否した場合は原則として差別になるため、個別支援が必要となる特殊教育においては非常に重要な法律となる。

特殊教育法と障害者差別禁止法の関係性について、2つの法律の相乗作用によりインクルーシブ教育を原則とする特殊教育は進んできているが、整理すべき課題も多い。後に上記2つの法律を詳細に検討する。

## (2) 特殊教育行政のしくみ

政府において特殊教育を主管する部署は教育科学技術省特殊教育課(교육과학기술부 특수교육과)である。その他、日本の都道府県や政令市にあたるソウル特別市、各広域市や道に計17の教育庁があり、各教育庁のもとに地域ごとに教育支援庁が置かれ、その数は181に上る。教育庁、教育支援庁は日本の教育委員会に該当する。そして、特殊教育法によって、教育支援庁のもとに特殊教育支援センターの設置が義務付けられており、それら特殊教育支援センターが、特殊教育対象者の早期発見や診断、その評価、教授・学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援などを行う。教育支援庁は必要な場合には複数の特殊教育支援センターを設置することができるようになっている。

## 4. 特殊教育の歴史

韓国の特殊教育は、米国の宣教師ロゼッタ・シャーウッド・ホール(Rosetta Sherwood Hall)氏が1894年に視覚障害のある子供たちに点字教育を行ったことから始まったとされる。ロゼッタ・シャーウッド・ホール氏は、1909年に最初の聾学校を設立するなど韓国の特殊教育へ大きく貢献した [イ 2007, 3-4]。

1910年からは1945年までの日本による植民地時代に特殊教育の公教育化が始まり、特殊学校の設置が始まることとなった。独立後の1949年に「教育法」が制定され特殊学校の設置等が明記された。しかし、韓国における特殊教育は、私立の教育機関によって主導されてきたこともあって、公立の初等学校の特殊学級は1971年に初めて設置された [滝川・西牧 2007, 79]。しかしこの特殊学級の目的が学力不足や成績不振の児童のために設置されたものであり、分離教育のためのものであった [イ 2007, 3]。

1977年に「特殊教育振興法」が制定され、1979年に施行された。これにより、特殊学校、特殊学級、その他初等学校で提供するすべての教育が無償で提供されることとなった。1988年には、ソウルでパラリンピックが開催されたことにより、障害者や特殊教育への理解が進み、1994年の「特殊教育振興法」の全文改正に向けた社会的後押しとなったとも言われる〔滝川・西牧 2007, 79〕。当初は法の改正ではなく、教育の保障とインクルーシブ教育、個別化教育を方針にして「障害者教育基本法」の策定を目指したものであったが<sup>10</sup>、少なくとも1994年の改正は、その後の韓国の特殊教育の制度の方向性を決定づけるものとなった。まず、特殊教育対象者に対する初等学校および中学校課程における教育を義務教育とし、幼稚園及び高等学校課程における教育は無償教育となった。また、理念にとどまっていたインクルーシブ教育の実現が法的に位置づけられた。さらに、学校選択に関して教育委員長(교육감)に権限を与え、校長が生徒を勝手に選べないようにし、教育の機会の保障を強化した。その他、早期特殊教育、巡回教育、治療教育、個別化教育等に関して法律に明記された。後述する特殊教育法の基礎となる部分がすでにできていたのである。また、この改正時に、特殊教育に関する研究や政策の開発、教育課程や教科書の開発などを行う国立特殊教育院(Korea National Institute for Special Education)が設立された。ここは現在に至るまで特殊教育に関して重要な役割を果たしている。そして2007年の特殊教育法の制定を迎えることになる。

## II 特殊教育法

### 1. 制定の背景

1997年の特殊教育振興法の改正は、大きな意義を持つものであったことは先に見たとおりであるが、課題も多かった。特殊教育振興法は、初・中等教育を中心に規定されていたため、それ以外の障害のある乳幼児及び成人の障害者への教育支援が明確ではないことや、国及び地方自治体の役割が明確になっていない事等のため、実効性に問題があった。例えば、統合教育の現場においては、物理的統合が行われるが児童、生徒に対する十分な教育的配慮が行われない場合がある等の問題点が指摘されていた〔佐藤 2010, 8〕。

法改正に至る大きな理由の一つに、障害当事者や保護者、教育関係者などが2003年に結成した「全国障害者教育権連帯」(전국장애인교육권연대) (以下、教育権連帯)の活動があげられる。教育権連帯は上記の問題の解決のために、2005年から特殊教育振興法を廃止し、障害者教育支援法を制定する運動を開始した。自ら法律の草案を作成し、法制定に向けた運動を展開したことで、2006年には、民主労働党のチェスニョ

ン(최순영)議員が教育権連帯の草案を反映させた「障害者の教育支援に関する法律案」を国会で発議した。教育権連帯はさらに国会前でのテント籠城などの運動を展開し、法律の制定を訴え続けた。その結果、特殊教育関連議員案 8 件と、政府で提出した「特殊教育振興法の全部改正法律案」等、全 9 件を統合する形で、国会教育委員会が、「障害者等に関する特殊教育法」を対案として法制司法委員会に提出し、2007 年 4 月、本会議で採択された。同年 5 月に公布され 2008 年 5 月に施行されたのである<sup>11</sup>。

## 2. 特殊教育法の主な内容

### (1) 特殊教育法の概要と特殊教育振興法との主な違い

特殊教育法は、6 章 38 条からなっており、第 1 章「総則」、第 2 章「国家及び地方自治体の任務」、第 3 章「特殊教育対象者の選定及び学校配置等」、第 4 章「嬰幼兒及び初・中等教育」、第 5 章「高等教育及び生涯教育」、第 6 章「補則及び罰則」という構成である。

特殊教育法と特殊教育振興法との主な違いをいくつか挙げる。新旧の法律について、2007 年当時の大統領府「貧富格差・差別是正委員会」がまとめた表を基に、以下を作成した<sup>12</sup>。

表 1 からわかる通り、義務教育期間の年限を増やすなど、特殊教育対象者の拡大と同時に教育の質の向上のための様々な改正が行われている。対象者の一生涯を射程に入れていることも特徴的である。

(表1) 「特殊教育振興法と特殊教育法」

	既存法	制定法（新法）	意義と評価
名称	特殊教育振興法	特殊教育法	障害児の教育権の強化
義務教育 年限	小・中は義務教育。 幼稚園と高校は無償 教育	幼稚園から高校まで義務教育	特殊教育に対する国の責務 を強化
嬰幼兒教 育	規定無し	3歳未満の障害乳幼児は無償教育	早期発見及び早期教育が可 能。私的教育費の負担減
高等教育	規定無し	大学内の障害学生支援センターを 設置，各種学習支援の根拠を用意	障害者の高等教育を受ける 権利を確保
生涯教育	規定無し	障害者生涯教育について規定	成人障害者の生涯教育の法 的根拠
特殊教育 実態調査	5年ごとに実施	3年ごとに実施	特殊教育政策立案の正確さ を高める
特殊学級 設置基準	施行令で規定。障害 児が1人～12人で1 つの学級を設置	・幼稚園：1～4人で1学級。超過時 は2学級以上設置 ・初等・中等：1～6人で1学級。超 過時は2学級以上設置 ・高校：1～7人で1学級。超過時は 2学級以上設置	設置基準を強化し，法律に 明記
特殊教育 支援セン ター	規定無し	地域に特殊教育支援センターの設 立を法律に明記	特殊教育関連の支援を強化 のためのセンター設立の法 的根拠
治療教育	特殊学校に治療教育 担当教員を配置し， 治療教育を実施	治療教育条項を削除し，治療支援を 関連サービスに包含	医療的専門性が必要な理学 療法等のサービスの質の向 上

## (2) 第1章「総則」(第1条～第4条)

それでは主な規定を総則から見ることにする。

まず，第1条で，国や自治体が，特別な教育的要求のある者に対して統合された教育環境を提供し，ライフステージにより，障害種別や程度の特徴を考慮した教育を実施すること，それらの人の自我実現と社会統合に寄与することを目的としている。

第2条は定義規定であるが，特に重要なものをいくつか挙げる。第2条第1号で「特

特殊教育”とは特殊教育対象者の教育的要求を充足させるために特性に適合した教育課程及び第2号に伴う特殊教育関連サービス(특수교육 관련서비스)の提供を通じて行われる教育をいう」と特殊教育を定義している。第2号では特殊教育関連サービスを以下のように定義づけた。「“特殊教育関連サービス”とは、特殊教育対象者の教育を効果的に実施するために必要な人的・物的支援を提供するサービスであり、相談支援・家族支援・治療支援・補助人員支援・補助工学機器支援・学習補助機器支援・通学支援及び情報アクセス支援等をいう」と定義づけている。教育の機会の平等を実質化させるもので非常に大切な規定である。障害者差別禁止法の「正当な便宜」(「정당한 편의」)すなわち「合理的配慮」の概念との関係をのちに検討する。第6号ではインクルーシブ教育を定義しており「“インクルーシブ教育”とは、特殊教育対象者が、一般学校において、障害種別・障害の程度により差別を受けることなく、同年代の仲間とともに、個人の教育的要求に適合した教育を受けることをいう」と定義した。「一般学校において」「同年代の仲間とともに」「個人の教育的要求に適合した教育」がキーワードになる。これは、インクルーシブ教育とは何かを考察する上で重要な規定である。また、第11号では「“特殊学級”(특수학급)とは、特殊教育対象者のインクルーシブ教育を実施するために一般学校に設置された学級をいう」と特殊学級を定義している。韓国の特殊学級は日本の通級学級のイメージである。特殊学級を利用する特殊教育対象者は一般学級に学籍を置き、科目によって必要な時に特殊学級に通う、という体制である。日本の特別支援学級と異なる点であり、韓国のインクルーシブ教育制度の根幹の一つである。

第4条は差別禁止規定である。第1項で、学校長に対し、教育の機会の平等の確保の観点から、特殊教育対象者の入学拒否並びに入学支援の拒否も禁止している。第2項では、国や地方自治体、学校長に対し、特殊教育関連サービス提供や、授業や学校内外の活動の参加から排除することなど4類型の差別を禁止している<sup>13</sup>。機会の平等をさらに徹底させるもので、障害者差別禁止法との役割分担がどうなっているのかのちに検討する。

### (3) 第2章「国家及び地方自治体の任務」(第5条～第13条)

第5条で国や地方自治体の責務を規定し、第11条で教育委員会の委員長に対する特殊教育支援センターの設置と運営義務等を規定している。同章は、特殊教育支援センターという、地域での特殊教育の実施するためのエンジンともいえる機関に対する国や自治体の責務を明確にしたという点で重要な意義を持つもので、この法律の大きな特色の一つである。

### (4) 第3章「特殊教育対象者の選定及び学校配置等」(第15条～第17条)

第 15 条では特殊教育対象者を規定し、施行令での別途規定を含む 11 の障害種別を挙げている<sup>14</sup>。また、第 16 条で特殊教育対象者の選定の手続き等を規定しており、特殊教育支援センターが判断・評価して最終意見を作成、その後、教育委員長等が最終的に保護者に対象者か否か、対象者となった場合の支援の内容等を通知する。そして、診断や評価の過程で、親や保護者の意見陳述の機会が十分に保証されなければならないと規定されている（第 4 項）。

第 17 条は、インクルーシブ教育の実施の上で大切な学校配置、すなわち、就学先決定についての規定である。ここで、教育委員長等は特殊教育対象者を、一般学校の一般学級、一般学校の特殊学級、特殊学校のいずれかに配置しなければならないとされており（第 1 項）、第 2 項で「教育長または教育委員長は、第 1 項により特殊教育対象者を配置するときには、特殊教育対象者の障害程度、能力、保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならない」と定めている。第 2 項の居住地に一番近いところに配置する義務規定が、韓国の特殊教育制度を原則としてインクルーシブ教育制度に位置付けている根拠規定の一つと考えられる。

#### (5) 第 4 章「嬰幼兒及び初・中等教育」（第 18 条～第 28 条）

まず、第 21 条にインクルーシブ教育条項があり、学校長に対して、第 2 条で定義されているインクルーシブ教育の理念を実現する努力義務規定がなされている。学校長はこの規定によって、統合された環境づくりに向かって努力しなければならないという方向性が決められている。すなわち、統合された環境が最優先で、次は一部統合、そして分離という優先順序があることを意味している。この規定も先に見た第 17 条第 2 項の規定同様、インクルーシブ教育の法的根拠の一つと考える。そして第 22 条では個別化教育について規定しており、特殊教育対象者の教育的要求に適合した教育提供のために、保護者や教員などの関係者で個別教育支援チームを作り、そこで個別化教育計画の作成を義務づけている。この義務付けは教育の質を高め、教育の機会の実質的な平等を図るための実施規定であるというこの法律制定の目的に沿ったものであり、この法律の大きな特色の一つである。

第 27 条では、表 1 で示した一般学校の特殊学級や特殊学校の学級の設置基準を法定化し、第 28 条では特殊教育関連サービスを教育委員長や学校長に義務付けしている。例えば第 3 項では「各級学校の長は、特殊教育対象者のための補助人員を提供しなければならない」と規定しており、第 5 項では通学支援対策を立てることを義務付けている。これは障害者差別禁止法の「正当な便宜」(정당한 편의)との概念と明らかに重複しており、非常に興味深い。

#### (6) 第 5 章（第 29 条～第 34 条）・第 6 章「補則及び罰則」（第 35 条～第 38 条）

第5章は「高等教育及び生涯教育」、第6章は「補則及び罰則」である。第5章も、特殊教育に高等教育と生涯教育を法律として明確に組み込んだという点で意義がある。第30条では障害学生支援センターの設置と運営を大学長に義務付け、便宜の供与などの同センターの役割について規定している。第31条では「便宜提供」規定であるが、各種便宜を積極的に講ずる事や提供を義務付けている。そして内容を見ると、就学支援や教育補助人員配置など、特殊教育関連サービスとほぼ同様である。なぜ同一の言葉を使用していないのか、今後整理する必要がある。

### 3. 小括

以上、特殊教育法の主な内容についてみてきた。これらを整理してみると、同法は、それまでの「特殊教育の機会の拡大」から「質の充実」へ重点を移したものと、言えよう [劉 2009, 102]。すなわち、特殊教育振興法が、障害者の教育権の確立という大きな枠と特殊教育の実施についてはインクルーシブ教育を原則とするという方向性を示した法律であり、特殊教育法は、その方向性で個別化教育を充実させ、実質的な教育の機会の平等を図ること、すなわち、差別を禁止することを主眼にした法律であると整理することができる。

## III 障害者差別禁止法

### 1. 障害者差別禁止法の主な内容

#### (1) 概要

障害者差別禁止法は2007年4月に公布され、2008年から施行された。但し、正当な便宜供与義務については、義務が発生する各種機関や事業所の規模等によって、施行年を2009年から3年ごとに三段階に分ける段階適用を行っている。そして、障害者差別禁止法における被害者の救済機関は、国家人権委員会(국가인권위원회)である。

障害者差別禁止法のおもな内容は以下のとおりである。第1章の総則規定では、差別や正当な便宜の定義規定のほか、第6条で過去の障害の経歴や障害があると推定される場合にも差別を禁止する規定がなされており、第7条では自己決定権・選択権並びに選択権を保障するために必要となるサービスと情報が提供される権利を定めている。第2章・第3章は各生活領域における差別禁止の実体規定である。第4章・第5章・第6章が救済に関する規定となる。障害者差別禁止法の管轄部署は保健福祉省障害権益支援課(보건복지부 장애인익지원과)である。

総則における重要な規定として、まず、差別の定義が挙げられる。第4条で、①直

接差別，②間接差別，③正当な便宜の拒否，④広告による差別という4つの類型の障害を事由とした差別を禁止している。次に、「正当な便宜」に関する規定である。公共機関や一定の事業者等に，正当な便宜の提供が義務付けられ，提供を拒否した場合は障害を事由とした差別であると規定している。「正当な便宜」は，障害者権利条約の合理的配慮とほぼ同義である [崔 2010, 51-53]。

## (2) 教育に関する規定

第2章の各則第2節第13条と第14条が，教育に関する実体規定となる。また，障害者差別禁止法施行令第8条で「正当な便宜」の内容を，第9条並びに別表1で，「正当な便宜」の適用範囲や適用時期等を規定している<sup>15</sup>。障害者差別禁止法の規定は以下のとおりである。

### 「第13条（差別禁止）」

- ①教育責任者は，障害者の入学支援及び入学を拒否することはできず，転校を強要できず，「嬰幼兒保育法」による保育施設，「幼見教育法」及び「初中等教育法」による各級学校は，当該教育機関に転校することを拒絶してはならない。
- ②第1項の規定による教育機関の長は「障害者等に対する特殊教育法」第17条の規定を遵守しなければならない。
- ③教育責任者は，当該教育機関に在学中の障害者及びその保護者が第14条第1項各号の便宜供与を要請するとき，正当な事由なくこれを拒絶してはならない。
- ④教育責任者は，特定の授業や実験・実習，現場見学，修学旅行等の学習を含むすべての校内の活動で，障害を理由に障害者の参加を制限，排除，拒否してはならない。
- ⑤教育責任者は，就業及び進路教育，情報提供において，障害者の能力と特性に合った進路教育及び情報を提供しなければならない。
- ⑥教育責任者及び教職員は，教育機関に在学中の障害者及び障害者に関係を有する者，特殊教育教員，特殊教育補助員，障害者関連業務の担当者を冒瀆し，或いは，さげすみではならない。
- ⑦教育責任者は，障害者の入学支援時，障害者ではない志願者と異なる追加書類，別途の様式による志願書類等を要求し，又は障害者のみを対象にした別途の面接や身体検査，追加試験等（以下“追加書類等”とする）を要求してはならない。但し，追加書類等の要求が，障害者の特性を考慮した教育施行を目的にすることが明白な場合には，この限りではない。
- ⑧国家及び地方自治団体は，障害者に「障害者等に対する特殊教育法」第3条第1項による教育を実施する場合，正当な事由なく該当教育課程に定めた学業時数を違反してはならない。

#### 第 14 条（正当な便宜供与義務）

①教育責任者は、当該教育機関に在学中である障害者の教育活動に不利益が無いよう、次の各号の手段を積極的に講じ、提供しなければならない。

1. 障害者の通学及び教育機関内での児童及びアクセスに不利益が無いようにするための各種移動用補装具の貸与及び修理
2. 障害者及び障害者に関係を有する者が必要とする場合の教育補助人員の配置
3. 障害による学習参加の不利益を解消するための拡大読書器、補聴機器、高さ調節用机、各種補完・代替意思疎通道具等の貸与及び補助犬の配置や車いすでのアクセスのための余裕空間の確保
4. 視・聴覚障害者の教育に必要な手話通訳、文字通訳（速記）、点字資料、字幕、拡大文字資料、画面朗読・拡大文字プログラム、補聴機器、携帯用点字ディスプレイ、印刷物音声変換出力器を含む各種障害者補助器具等の意思疎通手段
5. 教育課程を適用することにおいて、学習診断を通じた適切な教育及び評価方法の提供
6. その他、障害者の教育活動に不利益が無いようにするにあたり、必要な事項として大統領令が定める事項

②教育責任者は、第 1 項の各号の手段を提供するにあたり、必要な業務を遂行するために障害学生支援部署又は担当者を置かなければならない。

③第 1 項を適用することにおいて、その適用対象の教育機関の段階的範囲と第 2 項による障害学生支援部署及び担当者の設置及び配置、管理監督等に必要な事項は大統領令で定める。」

これらの規定ぶりは、雇用などの他の分野と比べて詳細であり、第 13 条④（第 4 項）など、強い差別禁止規定を置いているのが特徴である。一方、インクルーシブ教育に関する直接的な規定はなされていない。

正当な便宜と特殊教育関連サービスの関係について考察する。特殊教育法第 28 条における「特殊教育関連サービス」に比べ、「正当な便宜」の規定ぶりの方が個別具体的である。大枠の内容としてはほぼ同様とみることができるが、「特殊教育関連サービス」に含まれている特殊教育対象者の家族支援や理学療法の提供、寄宿舎の設置が可能であること等の規定はない。障害者差別禁止法の正当な便宜が主に特定個人の特定の場面における配慮を想定するのに対し、特殊教育法のサービスには制度そのものに関する事項も含んでいると考えられる。また、両者とも学校長や教育委員長などに対して提供を義務付けているが、特殊教育関連サービスを拒否した場合に差別になるという規定は特殊教育法にはされていない。この点も両者の異なる点である。

## 2. 救済のしくみと実績等

### (1) 国会人権委員会の概要

障害者差別禁止法では国家人権委員会を救済機関として位置づけている。2001年に「国家人権委員会法」(국가인권위원회법)を根拠法として、「国家機構の地位に関する原則」(国際連合総会決議 48/134)、いわゆるパリ原則に基づいて設置された人権救済機関である。ソウルにおかれ、プサン、光州、大邱の三カ所に地域出先機関として「人権事務所」が置かれている。国家人権委員会は、立法、行政、司法の三権から独立した国家機関であり、権利侵害や差別からの救済が主な役割となっている。

国家人権委員会法第2条では、「平等権侵害の差別行為」を、性別、障害、年齢、社会的身分などの18の類型において、雇用や財やサービス利用、交通手段、教育における、特定の者への優待、排除、区別、不利益扱い、セクシャルハラスメント行為、と規定しており、障害分野においては、実は、国家人権委員会法は、障害者差別禁止法とは別の差別禁止法制として併存する形となっている<sup>16</sup>。障害差別に関する担当部署は障害差別1課、2課(장애차별1과, 2과)である

### (2) 処理案件の数等

#### ①国家人権委員会への申立て案件の概要

以下、表2の通り、障害者差別禁止法施行年である2008年以降、障害事由の申立案件の数や、総申立案件数における障害事由の比率は顕著に高まってきており、2010年は60%を超えている。障害者差別禁止法が大きく影響しているのは明らかである。一方、2011年は、申立て総件数、障害事由での申立件数、総件数に対する比率も減っている。2012年の動向などを見極めたいうえで、その原因を検証する必要がある。

(表2)「国家人権委員会への総申立件数とそのうち障害事由による案件数」<sup>17</sup>  
(件)

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
申立総件数	189	358	389	1081	824	1159	1380	1685	2680	1802
内、障害事由	20	18	54	121	116	256	※640	710	1,649	874

※障害者差別禁止法施行日である2008年4月11日以前(2008年1月1日～4月10日)は55件、同法施行後の4月11日～12月31日までは585件。

#### ②障害事由に関する申立ての内容等

障害事由の申立ての分野別件数を見てみると、商品の売買やサービス利用における

申立てが一番多く、次に虐待や嫌がらせ、侮蔑などの「いじめ等」に関する事由である。教育分野は総件数のうちの約7%である（表3）。また、案件の処理状況については、権利救済の対象の案件のうち、3分の2の案件が、合意終結や調査中解決になっているのが特徴である。2011年の勧告の件数は123件であるが、これは前年が29件であったことに比べると大幅に増えている。勧告案件の内、93件が履行、20件が一部履行という結果が出ている〔チョ2012, 59〕。勧告を受けた事業者や機関の約95%以上が、勧告の内容を履行あるいは一部履行している。国家人権委員会が勧告履行への強制的措置をとる権限がない事をおかんがみれば、この数字は、かなり高い数値とみていい。

ちなみに、表3と表4の処理案件の合計数が異なるのは、表4では前年からの継続案件が含まれるためである。

（表3）「2011年の分野別申立受付件数の内訳」<sup>18</sup>

（件）

計	雇用	教育	財・用 役一般	保険・金融	建物へのアク セス	移動・ 交通手段	情報・ 意思疎通	文化・芸 術・体育
874	62	61	176	69	67	67	45	59
司法・行政・参政権		いじめ等	その他					
79		104	85					

（表4）「申立案件の処理類型別現況（2011年）」<sup>19</sup>

（件）

処理 件数	調査対象								移送	却下(調 査対象 外)	調 査 中 止
	合計	権利救済の対象						権利救済の非対象 棄却（事実や差別 ではない案件）			
		小計	勧告	調停 成立	合意 終結	調査中解決					
					取消	棄却					
937	624	369	123	-	30	69	147	255	15	292	6

### ③教育分野について

次に教育の分野を細かく見ることとする。まず、申立案件の類型をみると2011年では進入学の拒否が前年に比べ増えていることと、通学等その他案件が大きく増加している。いじめについての申立が減っているのが注目される。また、特殊学級の設置が差別に関係している、という点に留意する必要がある。2010年に4件、2011年に3件の申立がされている（表5）。特殊学級の設置は、韓国のインクルーシブ教育体制に

おける個別化教育の柱の一つであり、正当な事由がない限り、特殊学級を設置しないことが差別になるのである。

また、2011年の申立案件の処理状況をみると、解決済みの案件では、調査中に解決した案件数が一番多く、勧告は一件も出されていない。調査が進行中の案件が多いようである（表6）。

（表5）「教育分野における申立て案件の細部類型」<sup>20</sup>

（比率は%，他は件）

区分		合計	進入学 拒否	施設への アクセス や利用	授業や試 験での便 宜供与	校内活動か らの排除	特殊学級 の設置	いじめ	その他
2010	合計	52	4	10	11	4	4	7	12
	比率	100	7.7	19.2	21.1	7.7	7.7	13.5	23.1
	公共	34	-	1	6	4	4	7	12
	民間	16	4	9	5	-	-	-	-
2011	合計	61	10	6	7	1	3	0	34
	比率	100	16.4	9.8	11.5	1.7	4.9	0.0	55.7
	公共	42	6	5	1	-	3	-	27
	民間	19	4	1	6	1	-	-	7

（表6）「2011年の教育分野の申立案件処理状況」<sup>21</sup>

（件）

計	調査対象					移送	却下(調査 対象外)	調査中止	
	権利救済の対象				権利救済の非対象				
	勧告	調停 成立	合意 終結	調査中解決 取消 棄却	棄却（事実や差別で はない案件）				
43	-	-	1	3	8	4	-	27	-

### (3) 小括

教育分野の申立件数は増加しており、障害者差別禁止法が教育分野でも定着しつつあるようである。今後、インクルーシブ教育体制における質の向上のために個別化支援を進めていく中で、更に申立は増えると予想される。

国家人権委員会の担当者によれば、正当な便宜に関する課題として、人的配慮と物理的配慮について、どちらが優先するか等の基準を作成する事や、発達障害者への正

当な便宜のガイドラインがない事を挙げていた。

また、学校と保護者どちらが学生生徒の保護をどこまですべきか、という問題があり、学校内と学校までの便宜が差別禁止法の範囲とした。例えば、修学旅行に親の同行を押し付けることは機会の平等の観点から差別に該当し、生徒の保護は学校が行うべき義務、という判断をしている。

さらに、特殊学校の定員の関係で入学できなかった生徒の保護者の申立てを却下した、という事例を挙げ、定員の数が差別に該当するかどうかという施策の内容についてまでの差別判断は行わない、とのことである<sup>22</sup>。私人間の関係を律する差別禁止法の守備範囲がどこまでなのかを検討する上で非常に興味深い。

これらは、差別禁止法制度の設計や、教育の機会と質の保障という面で、大変参考になる議論である。今後も注視したい。

## IV 就学等の実態

### 1. 特殊教育対象者の現況

#### (1) 現況

2012年の特殊教育対象者の現況である。特殊教育対象者の総数は8万5012名であり、特殊教育法が施行された2008年から2012年まで、その数自体は、約1万3000名、増加している(表7)。少子高齢化の進行が急激に進んでいる韓国では大きな増加とみることができる。理由としては、特殊教育対象者の早期発見等が進み、対象者になり支援を受けようとする雰囲気醸成されつつある事、義務教育の年数が幼稚園から高等学校までに延ばされた事、などが挙げられる。これに応じて、特殊学級と特殊教員の数も大きく増えている。しかし、韓国の全学校19,940校の中で、特殊学級を設置している学校は6,595校で、わずか33.1%にとどまっている[教育科学技術省2012, 30]。

一方で、特殊学校の増加数はわずかであるが、政府は2015年までに15の特殊学校を設立する予定である(教育科学技術省[2012:26])。理由は、地域からの要望ということだが<sup>23</sup>、分析が必要な事項である。特殊学級の設置状況と関連している可能性もあるが、インクルーシブ教育に逆行する可能性もあるからである。

また、2012年の特殊教育補助員の配置数は、計9千893名であり、その内、特殊学校に2820名、一般学校の特殊学級に6千439名、同一般学級に634名となっている[教育科学技術省2012, 14]。

(表 7) 「年度別 特殊教育の推移」<sup>24</sup>

(校, 学級, 名)

		2008年	2009年	2010年	2011年(A)	2012年(B)	B-A
特殊学校数		149	150	150	155	156	1
特殊学級数		6,352	6,924	7,792	8,415	8,927	512
特殊教育 対象学生 数	計	71,484	75,187	79,711	82,665	85,012	2,347
	障害幼児	-	288	290	356	403	47
	幼稚園	3,236	3,303	3,225	3,367	3,675	308
	初等学校	33,974	34,035	35,294	35,124	34,458	-666
	中学校	16,833	17,946	19,375	20,508	21,535	1,027
	高等学校	15,686	17,553	19,111	20,439	21,649	12,10
	専攻科	1,755	2,062	2,416	2,871	3,292	421
教員数		13,165	13,997	15,244	15,934	16,727	793

## (2) 特殊教育対象者と学校配置

配置された学校、学級についてみると、一般学校に配置されている特殊教育対象者の数も割合も増えていることがわかる。2008年には一般学校に配置された学生の数は4万8084名で7万1484名の特殊教育対象者全体で67.3%であったのが、2012年には1万人以上増加し、6万0080名が一般学校に配置され、比率も70.7%となった。そして、一般学級にいる生徒の数も年々増えている。一方、特殊学校や特殊教育支援センターに配置された生徒は数で1500名程度増えているが、全体の比率は32.7%から29.3%に減少している(表8)。数字上ではインクルーシブ教育が進んでいるといえよう。

先述の通り、特殊教育対象者の学校の配置は、特殊教育法第17条2項の規定により、教育委員長等が、特殊教育対象者の障害程度、能力、保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならないとされているが、父母・保護者の意向によりほぼ決まっており、父母・保護者の意向は、一般学校への就学を望むことが多い。これについては様々な議論がある<sup>25</sup>。

(表8) 「年度別特殊教育対象者学生の配置」(教育科学技術省 [2012: 15])

(名, %)

年度	特殊学校及び特殊教育支援センターは一学生	一般学校配置学生数			全体学生数
		特殊学級	一般学級	小計	
2008	23.400 (32.7%)	37.857	10.227	48.084 (67.3%)	71,484 (100%)
2009	23.801 (31.7%)	39.380	12.006	51.386 (68.3%)	75.187 (100%)
2010	23.944 (30.0%)	42.021	13.746	55.767 (70.0%)	79.711 (100%)
2011	24.741 (29.9%)	43.183	14.741	57.924 (70.1%)	82.665 (100%)
2012	24.932 (29.3%)	44.433	15.647	60.080 (70.7%)	85.012 (100%)

## 2. 特殊教育の現状に対する評価と課題

### (1) 評価

韓国においては、特殊教育対象者本人や保護者、特殊教育の関係者においては、障害者と障害のない人が共に生きていく方法を共に学び、障害者自体の自立能力の向上と社会的条件の改善に役に立つ、という考え方が浸透しているように思われる [姜・金 2010, 24]<sup>26</sup>。「共に学ぶ」というインクルーシブ教育の理念が浸透しているということである。

また、インクルーシブ教育の運営に対する満足度調査においても、比較的満足していることが分かっている。保護者の場合、17.5%が大変満足、37.2%が満足、34.9%が普通である、と答えている。教師も、18.8%が大変満足、36.8%が満足、32.5%が普通であると回答している [国立特殊教育院 2011, 343]。

原則インクルーシブ教育体制を前提とした特殊教育制度は、ある程度評価され、定着していると考えられる。

### (2) 課題<sup>27</sup>

先に紹介した通り、満足度は比較的高いとされているが、教育の質を障害のない生徒児童と同様に保証できておらず、「場」のみの物理的統合に終わっていることが多い、という批判も多い。初等学校、中学校は一般学校に通い、高校になって特殊学校に戻ってしまうケースが多いとのことである。

主な原因として挙げられるのは、まず、正当な便宜や特殊教育関連サービスの不足である。それらを要求した時、本来、教育庁と教育委員長が責任を持たなければならないのに、個別の学校に責任転嫁をしてしまう場合が多い。学校運営費以外に、目的経費として正当

な便宜を手当てすべきであるが、学校運営委員会に障害関係者は入ることはできず、学校予算の編成に影響を与えられず、必要な支援がなかなか行き届かないのが実情とのことである。これに加え、教員や支援員が不足しており、地域の特殊教育支援センターの支援も限られているとのことである。

一般の教師と特殊教師の関係も指摘されている。特殊教師は一般学校において、特殊教育のマネージャーとしての権限を持つべきであるが、特殊教師が 2000 年以降多く排出されてきたために、一般教師と経歴の差が出てしまうことが多い事や、一般の教師の特殊教育の認識不足によって、マネジメントを主導できないのが実情との意見もある。

おわりに

以上、韓国の障害者教育制度の概要を見てきた。韓国の特殊教育は、地域の一般学校における教育を原則とするインクルーシブ教育制度を 20 年近くにわたって採用しており、理念は定着している。

しかし、課題もあることも事実である。

まず、法律の整合性の問題である。すなわち、特殊教育法と障害者差別禁止法との関係において、特殊教育法の「特殊教育関連サービス」と「便宜供与」、障害者差別禁止法の「正当な便宜」の概念の整理をすべきである。実態や内容をさらに検討し、概念が同一な部分があればその部分だけでも名称は統合するなど、同異を明らかにして、権利義務関係の違いを明確にすべきである。これに関連して、特殊教育法上の不服申立や救済に関する制度も、障害者差別禁止法の救済のしくみと関連して整理されるべきである。

次に、インクルーシブ教育をさらに進めるための課題としては、特殊教育関連サービスや正当な便宜の充実が必要である。一般学級や特殊学級において、特に人的な配慮を充実させるべきである。それと共に特殊教員の地位の向上と一般教員の認識改善が欠かせない。

こうした課題は抱えつつも、しかし、共に生きる、共に学ぶというインクルージョンの理念に従って、試行錯誤しながら進んでいく韓国の法制度は、原則別学制度を未だに採用している日本をはじめ、アジア諸国の障害者教育法制度を確立していくうえで参考になるだろう。

最後に、障害者差別禁止法の制定は、一般社会の理解や協力がなければ不可能である。インクルーシブ教育制度が何らかの形で影響しているのではないか。これは私見である。それを探ることも課題としたい。

〔注〕 \_\_\_\_\_

- 1 韓国では「障害者」を「障碍人」(장애인)と表記する。日本ではさまざまな議論があり、本稿ではとりあえず一般的に使用されている「障害者」という表記を、翻訳等も含め採用する。
- 2 韓国ではインクルーシブ教育 (inclusive education) を「統合教育」(통합교육)と訳している。障害者権利条約の韓国政府訳文からそのように解釈が可能である。(以下、外交通商省ホームページ参照。  
<http://www.mofat.go.kr/trade/humanrights/file/190.pdf> (2013年2月21日アクセス)。
- 3 本稿で言及する韓国の法律の韓国語原文は韓国法制処 (Ministry of Government Legislation) の国家法制情報センターのウェブサイトを参照。  
(<http://www.law.go.kr/LSW/main.html> 2013年2月24日アクセス)。その他、日本語訳は崔。障害者差別禁止法の日本語訳は崔仮訳 [2011]。
- 4 障害者権利条約の日本語訳については、政府から2007年仮訳と2009年仮訳(公定訳案)がだされている。民間では、川島聡・長瀬修氏の仮訳が出されている。これらを対照表にしたものとして、日本障害フォーラム (JDF) から「障害者権利条約 日英対訳とコメント—障害者権利条約の批准と完全実施に向けて—」が出されている。
- 5 障害者権利条約の障害に基づく差別についての論考として東俊裕 [2008]。
- 6 障害者権利条約の第24条の成立の経緯等については長瀬 [2012]。
- 7 数字は保健福祉省(보건복지부), 韓国保健社会研究院(한국보건사회연구원)[2012:4-8]。
- 8 平成24年度障害者白書によれば、323万名の手帳を所持する障害者がいる。
- 9 障害者差別禁止法の「正当な便宜」と障害者権利条約に規定する合理的配慮との概念は重なるものである。それについては崔 [2010:51-53]
- 10 2012年11月18日のキム・ジュヨン韓国福祉大学副教授に対する現地調査インタビューより。
- 11 主に教育権連帯のホームページを参照。 [http://www.eduright.or.kr/law\\_progress](http://www.eduright.or.kr/law_progress) (2013年2月21日アクセス)。
- 12 『「障害者等に対する特殊教育法」制定の経過及び主要内容』(2007年5月1日, 「障害者特殊教育法」制定経過等, 貧富格差・差別是正委員会)  
(『「장애인 등에 대한 특수교육법」 제정 경과 및 주요 내용』(2007.05.01, 「장애인 특수교육법」 제정 경과 등, 빈부격차・차별시정위원회))
- 13 第4条は障害者差別禁止法との関係上重要であるため、条文を掲載する(訳は崔榮繁)。
  - ① 各級学校の長, 又は大学(「高等教育法」第2条による学校をいう。以下同様の長は, 特殊教育対象者がその学校に入学しようとする場合には, その者がもつ障害を理由に入学の支援を拒否し, または, 入学試験の合格者の入学を拒否するなど, 教育機会における差別をしてはならない。
  - ② 国家, 地方自治体, 各級学校の長, 又は大学の長は, 次の各号の事項に関し, 障がいのある人の特性を考慮した教育施行を目的とすることが明白な場合以外は, 特殊教育対象者および保護者の差別をしてはならない。
    1. 第28条による特殊教育関連サービスの提供における差別
    2. 授業参加への排除及び校内外の活動の参加の排除
    3. 個別化教育支援チームへの参加等, 保護者の参加における差別
    4. 大学の入学方式における手続において, 障害によって必要な受験の便宜の内容を調査, 確認するための場合以外に, 別途の面接や, 身体検査を要求する等, 入学方式過程における差別

- 14 11の障害とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害（原文では「精神遅滞」）、情緒・行動障害、自閉性障害（これに関連する障害も含む）、意思疎通障害、学習障害、健康障害、発達障害、その他政令で定める障害である。
- 15 障害者差別禁止法施行令の教育に関する規定は以下のとおりである。

#### 第8条（正当な便宜の内容）

法律第14条第1項第6号により、教育責任者が提供しなければならない事項とは次の各号のとおりである。

1. 円滑な教授、又は学習遂行のための指導資料等
2. 通学に関連する交通便宜
3. 教育機関内部の教室等の学習施設及びトイレ、食堂等、教育活動に必要な全ての空間において移動し、或いはアクセスに必要な施設、設備及び移動手段

#### 第9条（教育機関の段階的適用）

法律第14条第3項による教育機関の段階的適用範囲は以下の別表2のとおりである。

##### ■別表2：教育機関の段階的適用範囲（第9条関連）

1. 次の各目の施設：2009年4月11日から適用
  - カ. 国・公・私立特殊学校
  - ナ. 「幼児教育法」による国・公立幼稚園の中で特殊クラスが設置された幼稚園
  - タ. 「初・中等教育法」による各級学校の中で、特殊学級が設置された国・公立各級学校、
  - ラ. 「嬰幼兒教育法」に基づく障害児を専門的に担当する保育施設
2. 次の各目の施設：2011年4月11日から適用
  - カ. 第1号ナ目以外の「幼児教育法」に伴う国・公立幼稚園
  - ナ. 「初・中等教育法」に伴う国・公・私立各級学校（第1号タ目も学校は除外する）
  - タ. 「高等教育法」に伴う国・公・私立各級学校
  - ラ. 保育する嬰幼兒の数が100人以上の国・公立及び法人の保育施設（第1号ラ目の施設は除外する）
  - マ. 「英才教育振興法」第2条に伴う英才学校と英才教育院
3. 次の各目の施設：2013年4月11日から適用
  - カ. 「幼児教育法」に伴う私立幼稚園
  - ナ. 「生涯教育法」第20条による学校形態の単位認定生涯教育施設及び同法第30条による学校付設の生涯教育施設、
  - タ. ナ目以外の生涯教育施設。「単位認定等に関する法律」において定めた評価認定を受けた教育訓練機関及び「職業教育訓練促進法」に伴う職業教育訓練機関の中で、1000㎡以上の規模の教育機関。但し、遠隔大学形態の生涯教育施設は延面積2500㎡以上の規模の生涯教育施設に限る。
  - ラ. 国公立及び法人が設置した保育施設、
  - マ. 「教員等の研修に関する規定」第2条第1項による研修機関
  - バ. 「公務員教育訓練法」第3条第1項による中央教育研修院及び第4条第1項に伴う専門教育訓練機関

16 国家人権委員会の救済のしくみ等については崔[2010, 32-34, 47-48]

- 17 チョ [2012, 39-43]を参考に作成した。
- 18 チョ [2012, 43]表 4 を基に作成した。
- 19 チョ [2012, 56]表 12 を基に作成した。
- 20 チョ [2012, 48]表 8 を基に作成した。
- 21 チョ [2012, 58]表 13 を基に作成した。
- 22 2012年11月16日の韓国現地調査における国家人権委員会訪問時のインタビュー。
- 23 2012年11月16日の韓国現地調査における教育科学技術省特殊教育課訪問時のインタビュー。
- 24 教育科学技術省 [2012] 12 ページの〈表 1・6〉を基に作成した。
- 25 2012年11月16日の韓国現地調査における教育科学技術省特殊教育課訪問時のインタビュー, 11月17日の教育権連帯キムキリョン事務処長へのインタビュー。
- 26 2012年11月15日の韓国現地調査において, ソウル特別市のソウル孔津初等学校訪問時のインタビューで, イボンハク校長もインクルーシブ教育の理念について同様の主旨の事を述べていた。
- 27 これらの課題については, 2012年の韓国現地調査での11月17日教育権連帯キムキリョン事務処長へのインタビュー, 11月18日のキム・ジュヨン国立韓国福祉大学教養課副教授へのインタビューの内容を整理したものである。

## 〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 姜景淑・金圭一 [2010]「韓国の特殊教育」(『特別支援コーディネーター研究』(6号) 2010年3月, 19-24 ページ)
- 川島聡・東俊裕 [2008]「障害者の権利条約の成立」(長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, 11-34 ページ)
- 崔栄繁 [2011] 内閣府ホームページ  
([http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/b\\_4/pdf/s2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_4/pdf/s2.pdf)) (2011年5月13日 内閣府 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会発表資料 8-39 ページ)
- [2010]「韓国の障害者法制—障害者差別禁止法を中心に—」(小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』日本貿易振興機構アジア経済研究所研究双書 No.585, 29-63 ページ)
- 佐藤竜二 [2010]「韓国における障害のある子どもへの合理的配慮—法的根拠と具体的配慮について—」(『世界の特別支援教育 (24)』独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 特教研 D-291, 79-84 ページ)

滝川国芳・西牧謙吾[2007]「韓国における特殊教育と健康障害教育の動向」(『世界の特別支援教育(22)』 独立行政法人国立特殊教育総合研究所(D-265), 79-86 ページ)

長瀬修[2012]「教育」長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本—概要と展望—』(増補改訂)生活書院, 145-181 ページ)

内閣府[2012]平成24年度障害者白書

東俊裕[2008]「障害に基づく差別の禁止」(長瀬修ほか編著 増補改訂『障害者の権利条約と日本概要と展望』生活書院, 35-72 ページ)。

劉賢国[2010]「韓国障害者の特殊教育法改正の概要」(筑波技術大学テクノレポート Vol.16 Mar.2009, 102-106 ページ)

〈韓国語文献〉

이효자 (イヒョジャ) [2007]「한국 통합교육의 실태 및 전망」(韓国インクルーシブ教育の実態と展望)「日韓におけるインクルーシブな教育を目指した動向について」(통합교육을 위한 특별지원서비스의 한일 간 동향 및 실제비교) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所・韓国国立特殊教育院第7回日韓特殊教育セミナー 2007 資料(特殊研 D-255)

김원경 (キムウォンギョン) 他 [2010]「특수교육법 해설」(特殊教育法解説) 교육과학사 (教育科学社)

국가인권위원회 (国家人权委员会) [2012a]「2012 「장애인차별금지법」 시행 4 주년 기념 토론회」(2012 「障害者差別禁止法」施行4周年記念討論会 資料)

—— [2012b]「장애인차별 결정례집 제4집」(「障害差別 決定例集 第4集」)

국립특수교육원 (国立特殊教育院) [2011]「2011 특수교육실태조사」(2011 特殊教育実態調査)

교육과학기술부 (教育科学技術省) [2012]「특수교육연차보고서 2012.9」(特殊教育年次報告書 2012.9)

보건복지부/한국보건사회연구원 (保健福祉省/韓国保健社会研究院) [2012] 『2011 年障害者実態調査』(2011 年 장애인 실태조사)

조형석 (チョヒョンソク) [2012]「2011 년도 장애인차별금지법 이행 성과 및 평가」(「2011 年度障害者差別禁止法履行の成果の評価」)

『2012 「장애인차별금지법」 시행 4 주년 기념 토론회』(35-78 페이지)

(2012 「障害者差別禁止法」施行4周年記念討論会 資料 35-78 페이지)